

**公立大学法人広島市立大学会計監査人の選任に係る
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人広島市立大学会計監査業務

(2) 業務内容

別添「公立大学法人広島市立大学会計監査業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

業務実施に係る具体的な手段・方法については、受託者の提案と裁量に委ねるものとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度（令和5年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。

ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和6年度）及び翌々事業年度（令和7年度）についても再任するものとする。

2 事業費

本業務に係る費用は、924万円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市企画総務局行政経営部行政経営課（本庁舎9階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2043 FAX 082-504-2372

E-Mail gyousei@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和5年7月10日（月）
- ・ 参加申込期限 令和5年7月27日（木）
- ・ 質問受付期限 令和5年7月27日（木）
- ・ 企画提案書提出期限 令和5年8月10日（木）
- ・ 審査結果通知 令和5年8月末～9月初旬

5 参加申込

(1) 申込期間

公示日から令和5年7月27日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

前記3の契約担当課

(3) 提出方法

参加表明書（様式1）を持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
公示日から令和5年7月27日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで
 - イ 受付場所
前記3の契約担当課
 - ウ 提出方法
質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、前記3の契約担当課において令和5年8月10日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の記載項目（提案を求める事項）
別紙「記載項目 選定基準」のとおり。
- (2) 企画提案書の提出部数等
 - ア 正本1部、副本7部を提出すること。
 - イ 企画提案書の表紙には「公立大学法人広島市立大学会計監査業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名（企業名、代表者）を記載すること。（ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。）
 - ウ 企画提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
 - エ 書式体裁はA4版とし、表紙、裏表紙を含めて20ページ以内とする。また、資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさを三ツ折にすること。
 - オ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
 - カ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
- (3) 提出期限及び提出場所等
 - ア 提出期限
令和5年8月10日（木）午後5時まで
 - イ 提出場所
前記3の契約担当課
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 審査

- (1) 審査方法
審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、公立大学法人広島市立大学会計監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に基づいて行う。
- (2) 選定基準
別紙「記載項目 選定基準」のとおり。

(3) 最終候補者の選定

- ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最終候補者として選定する。
ただし、得点の総計が最も高い提案であっても、各委員が審査して採点した評点の合計が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していない場合は、この限りではない。
- イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最終候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての参加者に書面で通知する。

(5) 審査結果の公表

最終候補者の選定後、速やかに応募者全員の商号・名称、各応募者の評価結果、選定委員会の委員の職名について、広島市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査結果の説明

(4)の通知を受けた者は、審査結果に関して質問がある場合、通知をした日の翌日から起算して7日以内（ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日は含まない。）に、書面により説明を求めることができる。

前記3の契約担当課は、その書面を受け付けた日の翌日から起算して10日以内（ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日は含まない。）に、書面により回答する。

9 会計監査人の選任

- (1) 市長は、最終候補者として選定された者を公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の会計監査人に選任する。任期は、選任日の属する事業年度（令和5年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和6年度）及び翌々事業年度（令和7年度）についても再任するものとする。
- (2) 最終候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選任を取り消すとともに、次順位の者を最終候補者として選定する。

10 契約の締結

- (1) 市長は、会計監査人を選任した旨の通知を法人に対して行い、法人は、選任された会計監査人と契約を締結する（令和5年9月～10月上旬頃を予定）。今回の選任は、令和5年度から令和7年度までの複数事業年度に係る候補者の選定になるが、法人との契約は単事業年度契約となる。なお、令和6年度及び令和7年度の契約は令和5年度のを基本とするが、業務内容に応じて契約内容の変更を行うことがある。
- (2) 別紙「公立大学法人広島市立大学会計監査業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、選定された者の企画提案書の内容については、契約書にその内容を付加（添付）し、その履行を確保するものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を受理しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格とする。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、最終候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格とする。
- (8) 企画提案書に記載した、監査を行う業務責任者、業務従事者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職などやむを得ない理由で当該従事者を変更する場合は、法人の了解を得なければならない。